
韓国の施設虐待防止の現状と課題

任貞美 (慶尚国立大学)

高齢者虐待の現状

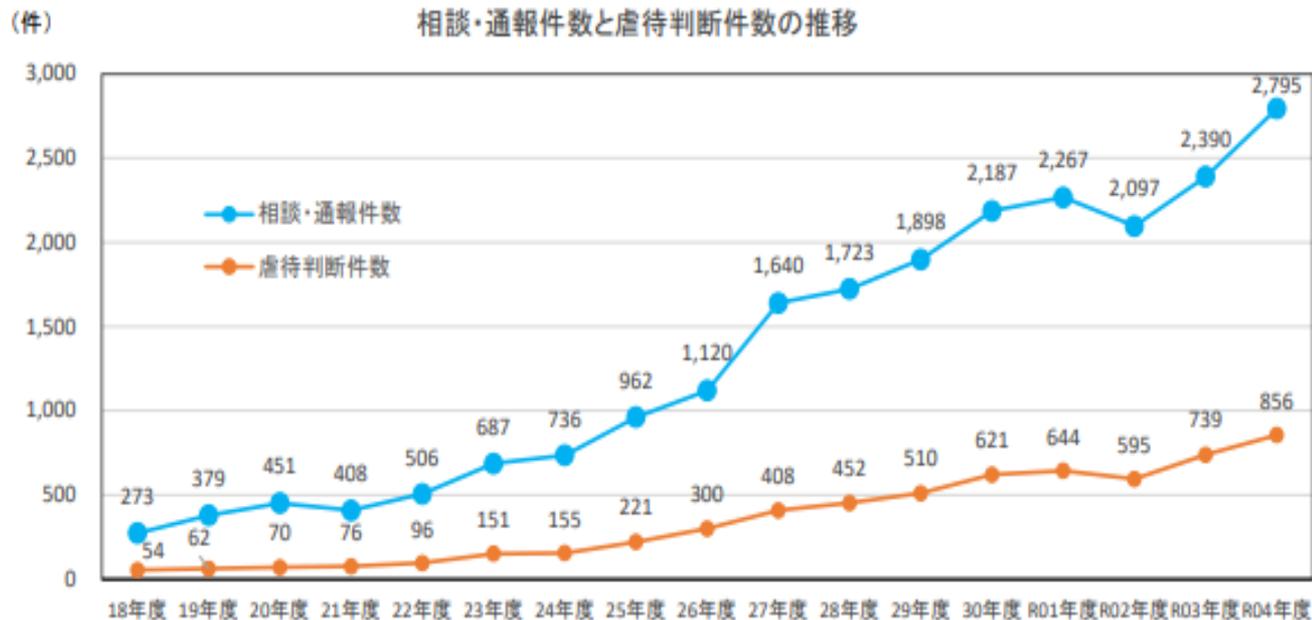
○ 施設内虐待の割合: 2.7% (2009) → 11.8% (2019) → 9.7%, 662件 (2022)

保健福祉部・中央老人保護専門機関 (2022) 2019年高齢者虐待現状報告書

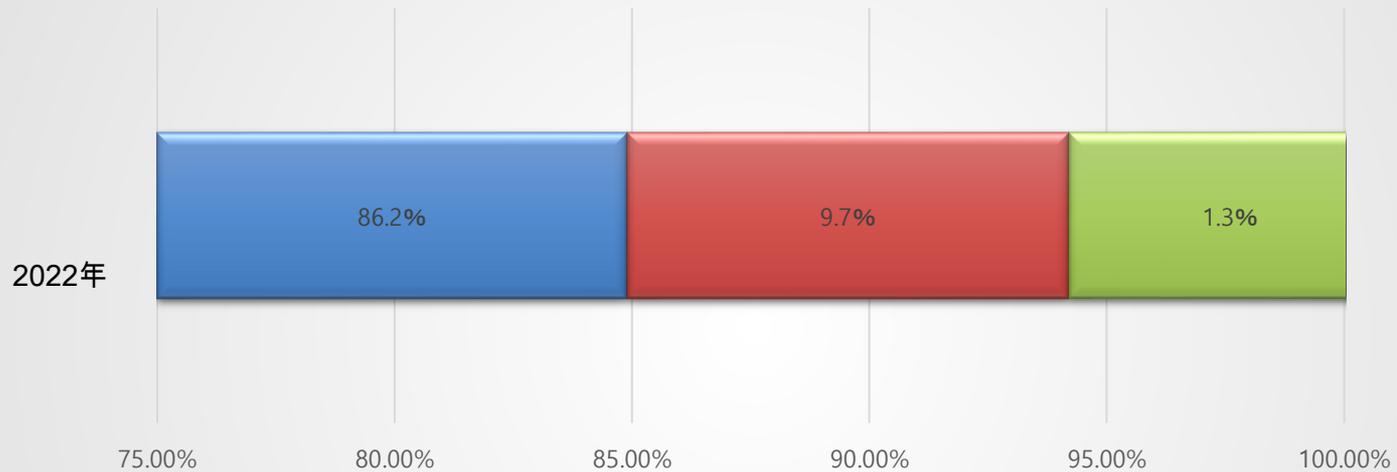


○ 日本の施設内虐待件数

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



虐待発生場所

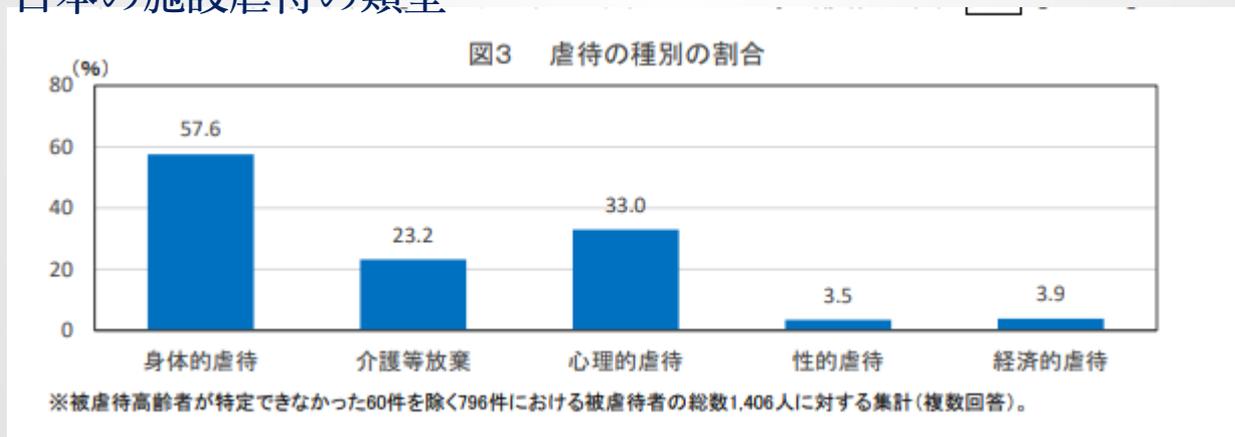


- 家庭内虐待
- 施設内虐待
- その他 (病院、利用施設、公共场所など)

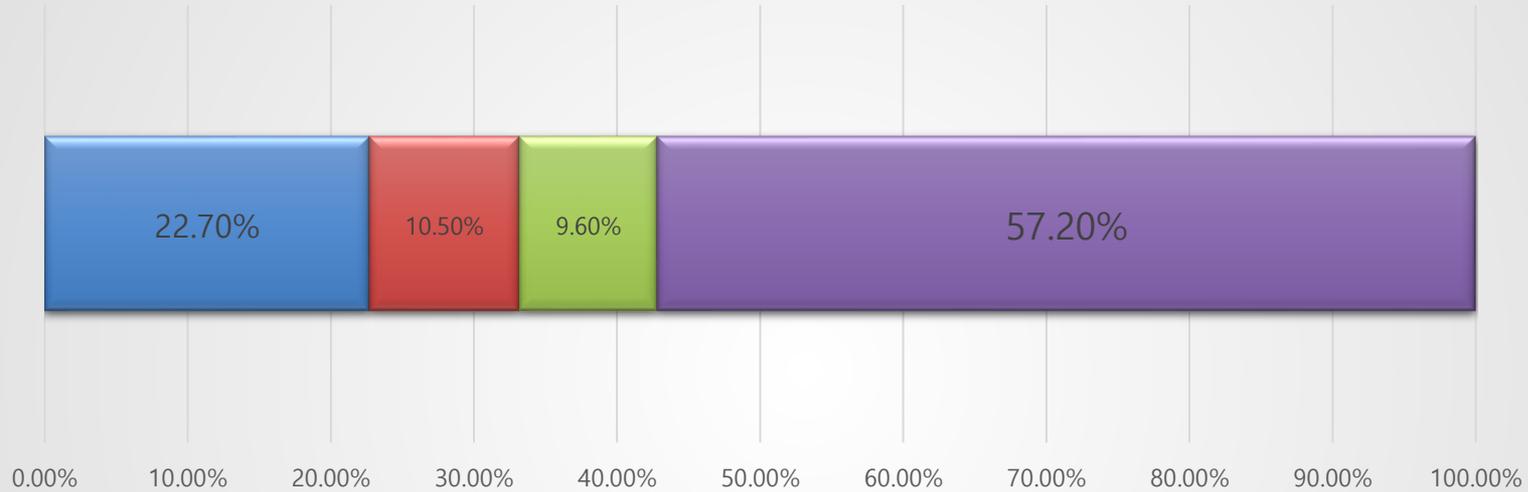
韓国の施設虐待の類型

放任 (33.3%)、身体的虐待 (31.5%)、性的虐待 (19.5%)、経済的虐待 (8.3%) など。

日本の施設虐待の類型



施設虐待における申告義務者による申告比率



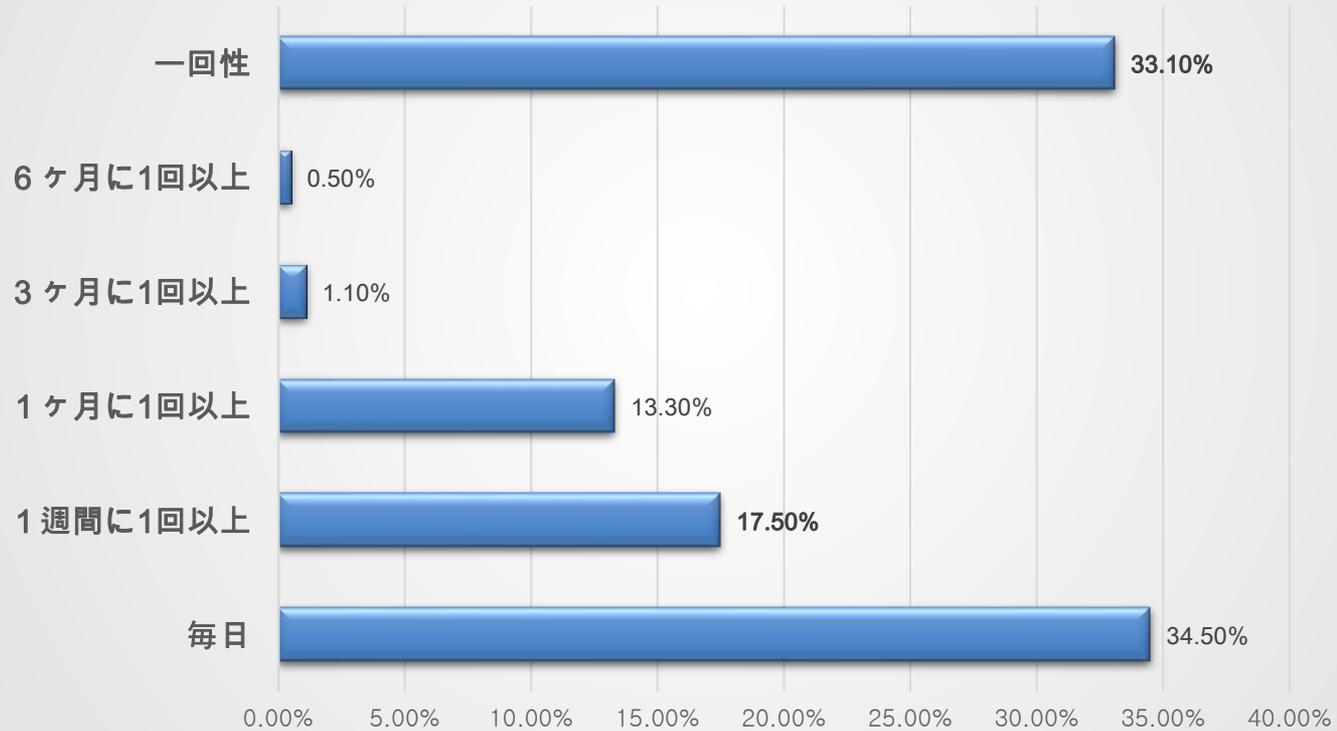
- 老人福祉施設従事者と老人福祉相談員(a)
- 社会福祉職公務員(b)
- 申告義務者(a,b以外)
- その他(親族、知人、警察、高齢者見守り団、本人)

施設虐待における被虐待老人の 性別と年齢

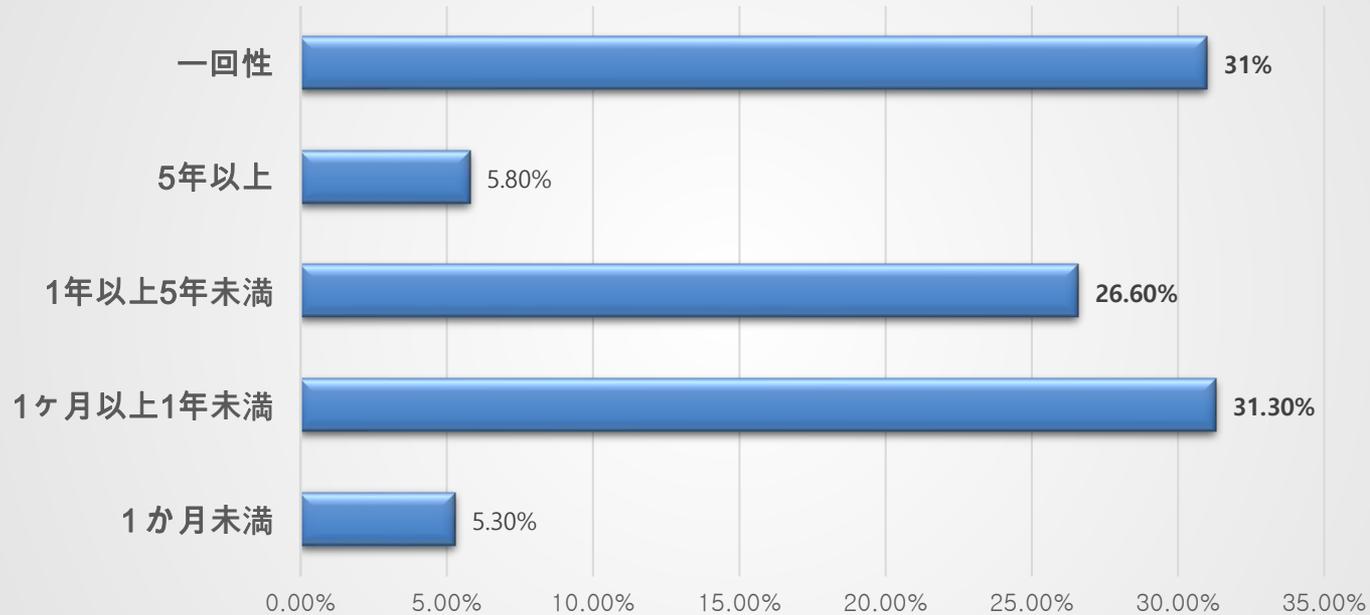
○ 女性高齢者(71.4%)、男性高齢者(28.6%)



○ 施設虐待の発生頻度(2019)



○ 施設虐待の期間



施設虐待特性: 反復的、持続的に発生

身体的虐待

必要以上に利用者を制限する。
利用者を押したり、つかんだり、つねったりする。
利用者に何かを投げつける。
利用者を手でぴしゃりと打ったり殴ったりする。
利用者を足で蹴ったり殴ったりする。
利用者を物で殴ったりする。

訪問経験者 療養保護士
(N=573) (N=312)

49.9	12.5
30.7	5.4
25.7	1.6
27.1	6.4
22.5	1.9
25.5	2.6

情緒的虐待

利用者を統制するために必要以上に隔離させる。
利用者を侮辱したり悪口を言ったりする。
怒って利用者に大声を出す。
ペナルティ(不利益)を与えるために利用者の権利を制限する。

訪問経験者 療養保護士
(N=573) (N=312)

30.5	6.1
27.2	5.8
34.2	19.6
32.8	3.5

放任

訪問経験者 療養保護士
(N=573) (N=312)

失禁で利用者の衣服または座った席が濡れた時(汚れた時)ごとにこれを交換してくれない。

利用者の要求を無視する。

利用者が希望する時、簡易便器(移動式便器など)を持ってきてくれないか、トイレに連れて行かない。

利用者を静かにするために薬物を過剰投与する。

利用者が要求する衛生水準を満たしていない。

利用者の飲食関連要求(おやつ、食べたい食べ物の要請)に助けを提供しない。

床ずれを防止するため、入所者の体位を変更しない。

40.5	19.2
59.5	39.1
35.1	18.9
37.5	10.3
52.7	23.1
52.2	22.1
37.9	9.3

不適切なケア

訪問経験者 療養保護士
(N=573) (N=312)

尿路を頻繁に、不必要に使用する。
利用者に食べ物を強制的に摂取させる。
鼻による景観栄養を不必要に実施する。
便秘薬(緩下剤)を週に一度だけ提供する

35.4	4.5
36.6	9.9
30.7	2.6
30.4	19.6

性的虐待

利用者の敏感な部位に不適切に触れる。
利用者が不適切な対話に参加するように促す。

23.7	2.6
28.4	4.2

独立変数

利用者等級ダミー_3~5等級

職員の年齢

虐待認識

目撃有無_あり

職務満足度

雇用形態_非正規職

機関形態_個人施設

チームワーク/教育

従属変数

虐待の加害経験

Exp(B)	P
1.421	.336
1.027	.143
.335	.006
5.870	.000
1.026	.890
1.599	.172
1.252	.438
.558	.137
.876	.951

高齢者保護専門機関(老人福祉法、第39条の5第1項、2項)

- 中央老人保護専門機関:1か所
 - ： 高齢者の人権保護に関する政策提言とプログラムの開発、関連機関との協力システムの構築など
- 地域老人保護専門機関:34か所
 - ： 老人虐待申告の受付、現場調査と介入などの老人虐待予防事業の遂行

Purpose

- An organization under the Ministry of Health and Welfare
- Provision of social care
- Protection against human rights and other abuses

Goals

- Organization of the **Senior Care Centers**
- Creation of the **Senior Citizen's Safety Networks**
- Establishment of the elderly abuse **prevention network**
- Enhancement of the Cultural Awareness for Senior Safety

Primary functions

- Research on the senior's human rights
- Suggestion on the government policy change
- Advertisement on the agency's purpose and goals
- Maintaining an elder abuse counselling database
- Establishment of the partnerships with domestic and foreign senior care centers
- Report on the elderly abuses nationally
- Provision on the consistent guidelines to the local senior care network

- Training to the local counsellors
- Organization of the community exhibitions to enhance senior's awareness
- Evaluation of the local senior care centers
- Development educational materials on the elderly abuse prevention
- Assist and support on the local senior care centers

Main roles

- ✓ Operation of the abuse consultation system(**24-Hour Helpline by telephone**)
(1577-1389)
- ✓ **management of the abuse case**
- ✓ Investigation on **suspected abuse case**
- ✓ Counseling for the **abused elderly and the abuser**
- ✓ Counseling on **elderly's family**
- ✓ Elderly abuse prevention **education for the general people**
- ✓ Operation an the **elderly abuse shelter**

○ 虐待被害高齢者専用シェルター:19か所(主に家庭内虐待で被害を受けた高齢者が利用)

: 入所期間4か月(2か月延長可能), (従事者3名、高齢者5名)

被虐待老人の保護、寝食提供などの生活支援

被虐待老人の心理相談と治癒プログラムの提供

虐待による身体、精神的治療が必要な時、医療費の支援

専門相談サービス(加害者の相談、原家庭の回復と虐待の再発防止)

被虐待老人の健康診断支援

(秘密保障) 避難所(シェルター)がわかる看板を設置していない。

1. 普遍的なアプローチ

○ 地域社会中心の予防システム構築

- － 敬老堂(約63千ヶ所)を「虐待老人見守りセンター」に指定・運営
老人保護専門機関と協力して被害老人を監視・申告する地域社会虐待予防システムを構築
- － 高齢者虐待への認識強化のためのキャンペーン
(老人向け仕事提供事業: 老人福祉館、老人保護専門機関: 高齢者見守り団)
- － 認識改善事業の活性化(6月15日): TVに高齢者虐待の予防広告を放送

2. 選別的なアプローチ

一 高齢者： ✓ 虐待被害老人専用シeltersの拡大

(保護終了後の事後管理強化: 養老施設、グループホーム、介護施設への連携)

✓ 高齢者向けの虐待予防・対応教育の強化

一 職員等： ✓ 加害者の処罰強化(改善: 5年以下・3千万ウォン罰金)

✓ 施設従事者及び常習犯に対する加重処罰

老人虐待関連犯罪者の高齢者関連施設の運営と就職制限の措置(10年間)

✓ 高齢者虐待行為で行政処分を受けた施設長と従事者のリストを
福祉部と公団のホームページへ公表

✓ 職員向けの虐待予防教育の強化

一施設： ✓施設内虐待の有無を判定する「施設内虐待事例調査判定委員会」の公正性の強化

例) 施設の内部委員(施設長、職員)をすべて排除、警察、公務員、弁護士、老人保護専門機関などの外部委員を中心に構成・運営

(現行)内部5名 + 外部2~5名 → (改善)内部×、外部7~10名

✓施設人権保護のための指針開発

3. 組織的(systematic)なアプローチ

○ 早期発見と迅速な対応システムの構築

- ー 届出の義務者の拡大・教育強化による早期発見(8職種→14職種)
- ー 実効性のある現場調査のため、警察と緊密な協力体制構築
虐待予防警察官の業務範囲を拡大(児童→高齢者)
- ー 中央老人保護専門機関に虐待紛争(不服)事例を調整する
「中央事例判定委員会」の構成と運営のための法的根拠

- 施設評価指標に人権と虐待関連内容を拡大構成、虐待関連指標の点数(1点→5点)を引き上げ、施設内の虐待に対する警戒心および人権意識の向上
 - 自治体と国民健康保険公団の職員などで構成された「地域モニタリング団」の構成と運営
- 介護施設の抜き打ち点検を通じて虐待の有無などを点検
- * 医師の処方を受けていない夜間の身体拘束の点検

○ 最近の議論

CCTV設置の義務化: 保護(安全) 対 プライバシー

(コロナ危機) 介護職員の処遇改善を通じた虐待予防の必要性

→ 必須労働者保護法案



ご清聴ありがとうございました。